

## 第2次三朝町教育ビジョン策定審議会設置要綱

### (設置)

第1条 三朝町の次代を担う子どもの育成について、三朝町の教育における基本方針及び目指す子ども像を明らかにする「三朝町教育ビジョン」の改訂に向けて、専門的見地から幅広い意見を聴取し、その策定に資するため、第2次三朝町教育ビジョン策定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 審議会は、教育長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 第2次三朝町教育ビジョンの策定に必要な調査・研究及び審議に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 審議会は、5人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 義務教育従事経験者
- (3) 幼児保育従事経験者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2次三朝町教育ビジョン策定終了日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (座長及び副座長)

第5条 審議会に、座長及び副座長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 座長は、審議会を総括し、会議の議長となる。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 審議会の会議は、座長が招集する。

2 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

### (庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育総務課において処理する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、座長が審議会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。